

津市遠距離通学費補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第31号

改正 平成21年3月31日訓第16号
平成21年4月24日訓第36号
平成22年3月31日訓第21号
平成27年3月31日訓第46号
令和8年3月26日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠距離通学の特殊性にかんがみ、保護者の負担を軽減し、教育の機会均等と通学時の安全を確保し、教育の円滑な運営に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称)

第2条 前条の補助金は、「遠距離通学費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別表に掲げる小学校及び中学校に通学する児童及び生徒で、次の各号のいずれかに該当するものの保護者に支給するものとする。

- (1) 小学校を起点とした片道の距離（スクールバスによる通学区間を除き、最も経済的な通常の経路により測定した距離とする。）が4キロメートルを超える別表に掲げる区域に居住する児童
- (2) 中学校を起点とした片道の距離（スクールバスによる通学区間を除き、最も経済的な通常の経路により測定した距離とする。）が6キロメートルを超える別表に掲げる区域に居住する生徒

(補助金の額)

第4条 補助金は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、別表に定める額を限度として予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、校長を経て補助金交付申請を行わなければならない。

(内容の変更等)

第6条 校長は、児童及び生徒の転出等、補助金の申請内容に異動が生じたときは、速やかに津市教育委員会に届け出なければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行日前に合併前の久居市立栗葉小学校児童通学費支給条例（昭和43年久居市条例第23号）、久居市立栗葉小学校児童通学費支給規則（昭和43年久居市教育委員会規則第8号）、久居市立榊原小学校児童通学費支給条例（昭和50年久居市条例第31号）、久居市立榊原小学校児童通学費支給規則（昭和50年久居市教育委員会規則第2号）、久居市立久居西中学校生徒通学費支給条例（昭和42年久居市条例第20号）、久居市立久居西中学校生徒通学費支給規則（昭和42年久居市教育委員会規則第1号）、久居市立幼稚園園児通園費支給条例（昭和62年久居市条例第2号）、久居市立栗葉幼稚園園児通園費支給規則（昭和62年久居市教育委員会規則第1号）、久居市立榊原幼稚園園児通園費支給規則（昭和62年久居市教育委員会規則第2号）、一志町通学費補助金交付要綱（昭和48年一志町告示第15号）、白山町立家城幼稚園、家城小学校及び白山中学校園児、児童生徒通学費補償条例（昭和38年白山町条例第9号）、白山町立家城幼稚園、家城小学校及び白山中学校園児、児童生徒通学費補償規則（昭和38年白山町規則第25号）及び美杉村遠距離通学費補助金交付要綱（平成5年美杉村教育委員会要綱第3号）（以下「これらを合併前の条例等」という。）の規定により支給の決定を受けた児童通学費、生徒通学費、児童生徒通学補償又は遠距離通学費補助金については、この訓の規定にかかわらず、なお合併前の条例等の例による。

3 この訓の施行の日から平成18年3月31日までの間における合併前の久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域における児童通学費、生徒通学費、児童生徒通学補償又は遠距離通学費補助金については、この訓の規定にかかわらず、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成21年3月31日訓第16号）

この訓は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 24 日訓第 36 号）

この訓は平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓第 21 号）

この訓は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓第 46 号）

この訓は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日訓第 10 号）

この訓は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

	学校名	区域	補助の限度額（年額）
小 学 校	栗葉小学校	稲葉町	1 年度分の定期乗車券の額
	榊原小学校	榊原町上山以遠	
	家城小学校	白山町城立、小杉、大原及び福田山	1 乗車の都度料金を支払う場合 次により算出したコミュニティバス料金 $150 \text{ 円} \times 220 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)} = 66,000 \text{ 円}$ 2 定期乗車券の場合 1 年度分の定期乗車券の額
		白山町福田山（布引）及び伊勢見	1 乗車の都度料金を支払う場合 (1)により算出したコミュニティバス料金と(2)により算出した額の合計額 (1) $150 \text{ 円} \times 220 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)} = 66,000 \text{ 円}$ (2) $1 \text{ km 当たり } 30 \text{ 円} \times \text{通学経路の距離 (バス停から自宅までの往復の距離)} \times 220 \text{ 日} = \text{(年額)}$ 2 定期乗車券の場合 1 年度分の定期乗車券の額と上記 1 (2)により算出した額の合計額
	美杉小学校	美杉町全域	バス停から自宅までの通学経路の距離が片道 4 km を超える場合 次により算出した額 $1 \text{ km 当たり } 30 \text{ 円} \times \text{通学経路の距離} \times 220 \text{ 日} = \text{(年額)}$
	久居西中学校	榊原町	1 年度分の定期乗車券の額
	一志中学校	一志町波瀬	25,000 円以内の自転車購入実

中 学 校			費額（入学時1回限り）
	白山中学校	白山町城立、小杉、大原及び福田山	1 乗車の都度料金を支払う場合 次により算出したコミュニティバス料金 $300 \text{ 円} \times 220 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)}$ $= 132,000 \text{ 円}$ 2 定期乗車券の場合 1年度分の定期乗車券の額
		白山町福田山（布引）及び伊勢見	1 乗車の都度料金を支払う場合 (1)により算出したコミュニティバス料金と(2)により算出した額の合計額 (1) $300 \text{ 円} \times 220 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)} = 132,000 \text{ 円}$ (2) $1 \text{ km} \text{ 当たり } 30 \text{ 円} \times \text{通学経路の距離 (バス停から自宅までの往復の距離)} \times 220 \text{ 日} = \text{(年額)}$ 2 定期乗車券の場合 1年度分の定期乗車券の額と上記1(2)により算出した額の合計額
		白山町二俣、三ヶ野及び上佐田	25,000 円以内の自転車購入実費額（入学時1回限り）
	美杉中学校	美杉町全域	バス停から自宅までの通学経路の距離が片道6kmを超える場合 次により算出した額 $1 \text{ km} \text{ 当たり } 30 \text{ 円} \times \text{通学経路の距離} \times 220 \text{ 日} = \text{(年額)}$